

4代・徳十郎とその時代 —戦前・戦中期のMむら—

佐藤 利明*

The Life Story of S. Tokujyuro in Modern Village

Toshiaki SATO*

* *Department of Human Culture, Faculty of Human Studies,
Ishinomaki Senshu University, Ishinomaki Japan*

はじめに

この研究ノートは、戦前・戦中期のMむらで区長および森林組合長にあったS家4代・徳十郎のいへの経営の一端と、地域リーダーとして地域組織とどのような係わりがあったのか、資料を基に考察するものである。

徳十郎の行政関連の事実関係に関しては、旧厳美村役場が1943(昭和18)年1月の火災で焼失したために一切の行政資料が残っていないことに加え、徳十郎に係わりを有していた人びとが鬼籍に入っているため、かろうじて得られた断片的な記憶しかない。除籍簿とS家に保存されている資料を手掛かりに、可能な限り再現してみたい。

徳十郎は、戦前期の日本が国家的膨張と侵略戦争を引き起こし、そして、敗戦を迎えるまでの時期にMむらの区長職にあるとともに森林組合長をも務め、むらの地域的経営と動員のリーダーであった。むらの家々の生産・生活の実現に繋がる地域組織の運営に関わり、資金調達するための代表としてかなりの借用書に名を残している。戦時体制下にあっても、時局のための地域のまとめ役を果たしたことが、諸通知や感謝状、出征兵士からの便りなどによって明らかである。と同時に、戦前・戦中期の農村がいかに国家の末端に連なっていたのか、その一端も把握できるであろう。

徳十郎が生きたMむらは、岩手県南に位置する奥羽山脈に抱かれた山間地農村である。2016(平成28)年時点で人口が201人、77世帯、高齢化率が約40%の通勤兼業の稲作農村である。徳十郎が生きた時代でみれば、1917(大正6)年頃の

人口が503人、62世帯であった(『厳美村史』)。なお、Mむらの沿革や家関係、現在の地域体制、S家の家系と家族動態などについては後掲の資料を参照願いたい⁽¹⁾。

1. 徳十郎とS家の生産・生活

1.1 S家への婿入り

S家は2代目から5代目まで長女に婿を迎えていへの後継者としてきた(佐藤、2019a)。

徳十郎も、3代・磯治の長女・あさの(明治18[1885]年生まれ)の婿として明治40(1907)年3月に「婿養子縁組婚姻届」を出しているが、実際はそれ以前にS家に入っていたようである。というのも、後に5代目妻となる徳十郎・あさの夫婦の長女・はつみは明治38(1905)年3月にすでに生まれており、明治40年になって「父母婚姻ニ依り嫡出子タル身分取得」の届を出しているからである。

徳十郎は、明治15(1882)年2月、S家と同じシンルイ仲間のオシモ家に生まれる。6人きょうだいの長男であったが、生家は姉が婿取りして継承した。1歳上のあさのとの婚姻届を出した明治40年には25歳であった。あさのとは4男2女をもうける(佐藤、2019a)。

オシモ家は、家の創建はS系シンルイの創始につながるチャバタケ家から1840年代初めの天保10年代に血縁分家したと想定される。1820年代初めの創設と推されるS家の若干後ではあるものの、S系シンルイの中でも比較的古い家筋といえることができる⁽²⁾。徳十郎がリーダー的位置に

*石巻専修大学人間学部人間文化学科

就いていたことの背景には、生家がチャバタケ家の分家という有力家筋であること、婿入先のS家自体、シンルイ仲間でも位座が上であったことなどの社会的位置が少なからず反映されていたのではなかろうか。

明治15年10月に設置された瑞山尋常小学校に徳十郎が通学したかどうかは不明であるものの、リーダー的役割を担っていたことからすればある程度のリテラシーを有していたと思われるので、卒業まで至ったかどうかは別にして通学していたとも考えられる。なお、妻のあさは本人によれば入学はしなかったといい、従って終生読み書きはできなかった。

3代・磯治が大正9(1920)年6月に「婿養子分家届出」を出すことで徳十郎は実質的にS家を継承し⁽³⁾、昭和22(1947)年2月に「隠居届出」を出すまでの27年間、4代目としてS家の当主の座を担うことになる。

徳十郎が区長と森林組合長に就任していた期間については不明であるが、出征兵士からの礼状や行政連絡通知などで判断すると、昭和13(1938)年にはすでに区長名になっているので、10年代初めには就任していたのではなかろうか。そして、少なくとも、戦後の敗戦処理における地方行政制度改革の中で旧体制下の区長職を辞したものと考えられる。

1.2 生産・生活

当時のS家というより、Mむらの生業がどのような内実にあったのかを具体的に知る手立てはかなり限られている。佐藤(2017)に示したように、旧厳美村の実態を応用すると、稲作を主に麦・蔬菜などの畑作、養蚕、木炭製造、山菜・キノコ等の林産物を産し、農耕用の馬を飼養していた。また、S家2代目今朝五郎がそうであったように、狩猟も多少は行われていた。現在、Mむらの西端の旧街道脇に昭和10年と刻された「大熊供養」碑が残っているので、往時、熊も狩られていたのであろう。

3代目磯治は大正9(1920)年3月に「厳美村農会主催第二回重要作物増収競進会褒状」(6)を受領している。大豆で4等賞を得ており、磯治が相応の精農であったことの一端を示すものであ

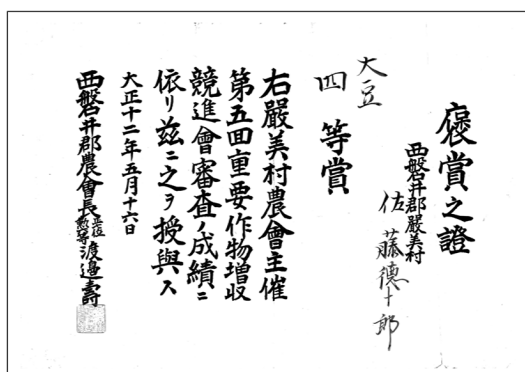


図1 作物増収共進会褒状(大正12年)

う。磯治の後継者である徳十郎も、図1に示すように大正12(1923)年には第5回競進会で大豆部門の4等賞(10)を、翌年と翌々年には米で4等賞を受賞する(11・12)。競進会それ自体の内実は不明であるが、少なくともS家は農業生産における一定の評価を得ていたようである。

徳十郎が大正11(1922)年に購入したと思われる足踏式脱穀機の保険証、翌12年には、形状や使用法については未詳であるものの稲麦扱機の保険証も残されているので(9)、農業生産における作業合理化の進取の気概を伺い知ることができる。

農業の機械化・化学肥料の普及以前の当時、馬は必要不可欠であった。農作業はもとより、厩堆肥作り、物資運搬に活用されていた。年月は不明であるものの、徳十郎がむら内のK家から7歳の牝馬1頭を250円で譲り受けた「馬売渡書」(46)がある(図2)。この馬が対象かどうかは不明であるが、昭和16(1941)年3月25日付の岩手県からの「馬飼養補助金」26円の交付通知書(37)、同年5月31日付「家畜保険引受通知書」(38)、同年5月の「家畜保険証券」2通(39・40)、徳十郎宛と当時すでにS家に婿入りしていた5代目繁由宛とが、山目家畜保険組合より交付されている。

遡る昭和12(1937)年、徳十郎は山目産馬畜産組合から付属建物新築寄付金1円に対する領収証(32)を受領する。また、岩手種馬所からの昭和8(1933)年、12年発行の「種付合格証」3通(21・31)もある。いずれも馬の所有名義は徳十郎ではなく、12年のものは生家オシモ家のものである。姉名義の所有なので、おそらく手続きや経費を徳十郎が肩代わりをしてそのまま保管したのであ

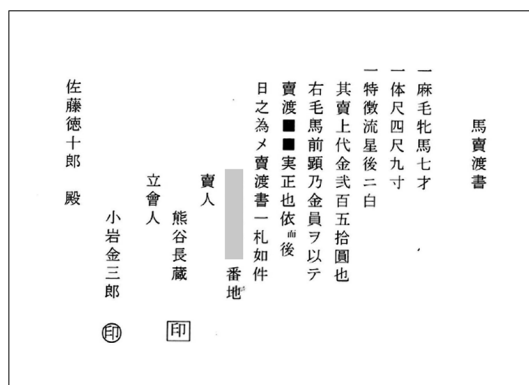


図2 馬売渡書（年次不明）

う。8年の合格証は他家名義であるが、馬売渡書の馬名とは異なるので、この経緯は不明である。

昭和7(1932)年から11(1936)年に至る3年間の「人足貸借調」(30)のメモがある。これは5代目となる繁由の生家から徳十郎に宛てた農作業ごとの人数の貸し借りについて記されたもので、昭和7年を例にとると、借りは、馬肥出し3人、田植3人、一番田草取7人など計18人、貸しは代掻1人、田植5人、二番除草2人など計17人となっている。これは佐藤(2020a)に示したように、農作業等における「ゆい」や「手間替え」の覚え書きで、当時の農作業協同の実態の一端が示されている。

生活に関わる資料も保存されている。

3代・磯治が持ち主と明記された「明治三十九年旧正月十六日 馬鈴薯調理之栞」(2)という小冊子がある。中表紙に「福島県安達郡二本松 発明者 経済實用 林すゑ」と記されているが、磯治が入手した経緯は不明である。内容は馬鈴薯の加工だけでなく味噌、醤油、団子、さらには酒、焼酎、カステラ、パンに至る様々な調理・製造を解説してある。

3枚綴りの「自家用醤油製造法」(24)は、「馬鈴薯調理之栞」同様入手の経緯は不明であるが、昭和9(1934)年旧10月と記された表書きに「指導者宮城県石越村字小谷地菅野多門」なる人物による指南書である。時期的に徳十郎が入手したものであろうか。醸造業者がいなく自在な流通も無かった当時のMむらでは、味噌・醤油はどぶろく同様に自家で製造・調達していた⁽⁴⁾。

昭和2(1927)年11月の「米酒交換券」(14)は、酒造会社の特約店となっていた隣接地区の酒屋との米と酒の交換を記帳したもので、事前に預けた玄米に対して適宜清酒を交換するという帳面である。預かり米1斗4升に対して交換清酒1斗の契約で期限は1年である。徳十郎は翌3年6月に2回目を交換した。これは日常的に飲酒するというより、農作業などの節目や祭りなどの特別の日に振る舞うためのものであったと考えられる。日常的にはどぶろく、いわゆる密造酒であったろう。

また、茅葺屋根を葺く際の作法と方法を説いた資料として「大日本屋根葺巻」(1)の巻物がある。これは創始・榊原某より34代の佐々木某から隣家の初代が明治3(1870)年に譲り受け、それをさらに2代・今朝五郎が明治33(1900)年に受け継いだ、いわば秘伝書である。実際にこの作法で屋根が葺かれたのかどうかは不明であるが、この頃、S家では火災によって焼失した家屋を再建しているので、その際に活用したとも考えられる⁽⁵⁾。なお、隣家は本家を同じくする血縁分家で、初代は実の兄弟関係であったと言われる(佐藤、2018)。

筆写の「馬鈴薯調理之栞」や「自家用醤油製造法」がS家に伝わる経緯については不明であるが、Mむらのような主要流通路からはずれた山村に他の地域からの生活情報がもたされていることは驚きである。

昭和13年から14年にかけての役場所在地の厳美村公益質屋の質札7枚も残る(124)。徳十郎名が3枚、息子の徳雄名3枚、他人名1枚で、白米、ラジオ、ズボン、会席膳によって10円から20円ほどの金額を都合した。これらは生活困窮というより何かに用立てるために現金が必要となったものと思われる。

1.3 家産と相続

S家の土地所有の動向については佐藤(2019a)に整理した。21枚残っている明治10(1879)年発行の「地券」は初代・忠五郎名義であるが(58~81)、裏書に2代・今朝五郎の名を附し「表書ノ地所自今右記名者ノ所有タルヲ確認ス 明治十六年十二日」と郡長名の承認印が押されているので、郡役所に届出て今朝五郎が相続したのである。山林・草地の4枚は所有名義者が異なり、うち1枚は裏

書が今朝五郎名義となっているので、忠五郎か今朝五郎が当該の地所を買入れたのであろう。

地券以後のS家の土地所有については正確な資料を欠くが、徳十郎の代の大正期では耕地が1町6反ほど、草地を合わせた山林原野が8町ほどであったと推される。小作契約書(83)が1通残されている。これは2代・今朝五郎が隣接Hむらの所有者から、一部欠損のため合計反別は不明なもの、田1反8畝19歩などの耕地を小作料50円で大正6年から三か年借り受けるものである。この小作地との関連は不明であるが、大正6(1917)年の日付で近接する衣川村某所の土地及び建物の売渡代金160円の今朝五郎宛て受領証(84)があり、その3年後に同所の「所有権移転登記申請書」(85)が3代・磯治とその代人徳十郎の連名でもって出され、同時に、磯治の妹に対する同所の「土地家屋贈与証」(86)が存する。これらの書類から推するに、磯治がYむらの生家から自立する妹に土地家屋を購入し与えたのではなかろうか。比較的耕地を所有するS家が小作地を必要としたとは考えられず、しかも、隣村であるから、これも妹のために磯治が借りたものかもしれない。

さて、徳十郎が当事者となった土地や立木売買はやや複雑な動きを見せる。

大正11(1922)年の「杉木立売切証書」(8)は徳十郎が杉3本を290円で譲渡する証文である。他の樹木への影響を防ぐこと、搬出の際の通路代をその土地所有者に支払い、迷惑をかけないようにすることなどが記されている。2反3畝ほどの杉材を300円で売り渡す大正9年の「雑立木売切証」(7)は、契約者が徳十郎なのか磯治なのかの記載はない。

昭和6(1931)年の仙台税務監督局長による「財産売払許可証」(19)は、徳十郎に対して原野25歩の代金2円を納付することを命じている。徳十郎が官有地を購入した目的は何であったろうか。また、薪炭の原料なのか建築用材なのか利用目的は不明であるが、昭和16(1941)年の一関営林署による国有林の立木搬出の延期願い(42)と違約金33円77銭の領収証書(41)もあり、これらは徳十郎が森林組合長職にあったことからすれば、個人というよりも代表の立場に関わるものと推定

される。

また、旧所有者が誰なのかは不明であるが、昭和6(1931)年に原野2反5畝の所有権移転登記の嘱託書(88)がある。同年の田8畝9歩ほか3筆の「抵当権設定登記申請書」(89)は債権額150円に対するもので、その経緯やその後の処理は不明であるが、この時期、徳十郎は区長の職に就いていたと思われるので、後に見るような金融機関からの資金借入れの際の代表としての立場に基づくと考えられる。昭和12(1937)年12月12日付の「土地売渡證書」(90)は500円で原野5町1反5畝および立木を一関の菅原某氏に売り渡した証文で、同月31日付で売戻している(91)。これも事の仔細は不明だが、つまりは借入金のかたとその返済証文であろう。これも金額からすると、徳十郎が個人でというよりも、代表として資金調達したことを示していると考えられる。

S家の相続の中でやや複雑な経緯を持つのが、徳十郎の後継に関するものである。5代目を継ぐのは長女はつみの婿である繁由であるが、はつみの弟の徳雄は昭和12(1937)年に結婚しいわば村外分家として独立する。その際、財産分与に関する「契約証」を昭和14(1939)年に姉はつみと交わし、戦後、徳十郎隠居に当たってこの「契約証」に基づいて、贈与者徳十郎と贈与承認者徳雄の連名で田畑を繁由に贈与する旨の「贈与證書」(昭和21[1946])年と、徳雄と繁由の間で「約定書」を取り交わしている(92)。「約定書」では本家、隣家、S家の分家、繁由の生家、はつみの妹の嫁ぎ先のそれぞれの当主が立会人となっている。なお、贈与證書では徳雄を「拙者ノ推定家督相続人」と明記していることから、嫡系男子相続者との認識は徳十郎にはあったと思われる。戦後、戦地から無事生還した徳雄は町場に土地・住宅を繁由から贈与されて独立する(佐藤、2019a)。

かくして、S家では、新憲法・民法施行前の相続慣行において、シムルイと近い親族の立会いの下、繁由が5代目として家産を受け継ぎ、いえを継承していく。

2. むらの組織との関わり

2.1 地域組織と徳十郎

徳十郎の地域における社会的評価の基には、義

理の父、磯治の功績が少なからずあったのではなかろうか。磯治は、明治44(1911)年に村道の架橋建設への15円の寄付、瑞山尋常小学校増築に4円50銭を寄付し、県知事名の感謝状(3・4)が贈られている。

徳十郎も先述の作物増収競進会の他に、昭和7(1932)年に道路改修工事に尽力したとして村長より感謝状が贈られた(20)。これは区長に就く前と思われるが、S家の社会的位置とも相俟って、徳十郎には既に相応の役割期待が寄せられていたとも考えられる。

徳十郎が地域に関わった最初の行為として、大正3(1914)年9月に結成された「大正十人講救済会組合規定」(5)がある(図3)。むらのS系シンルイ7戸とK系シンルイ3戸の古い家筋10戸が組合員となり、半期10円の積立金を拠出する。発起人がS系創始家とK系本家で、総務取締役(代表)はS系創始家、会計がK系本家、審査役としてS家の本家と隣家である。規定第1条に「本講組合ハ・・・(略)・・・窮民救済ノ趣旨ヲ貫徹センガ為メ低利ヲ以テ用途者ニ貸付クルモノトス」という目的が示されている。

実際の利用については、大正4年の徳十郎宛ての60円の貸し付け借用証(95)、大正6年に徳十郎が連帯保証人となって2代目今朝五郎が百円を借用した借用証書(96)の2枚が残されているので、それなりに活用されていたといえよう。

かくして、徳十郎が会員として名を連ねていたのは、S家後継者として社会的認知が実質化していたことを示すと思われ、この後、徳十郎は地域に種々関わっていくこととなる。

この大正十人講は大正8年までの拠出記録が残っているが、その後、組織的にどう展開したのかは不明である。1920年代の農業恐慌期にMむらではどのように対処したのかは不明であるが、その発展的組織と思われる「昭和無尽会」(56)が昭和5(1930)年頃に設立されている。「規約」によると、「現今ノ時勢ニ鑑ミ勤儉貯蓄ノ実ヲ揚ゲ会員相互ノ利益ヲ図ル」目的(第2条)で、事務所をMむらの公会堂に置き(第3条)、会員数は不明であるが会員を10組に分け各組1名の幹事を選出し(第4条)、掛金は1口10円で総口数56、総額560円であるから(第12条)、大正十人講よ

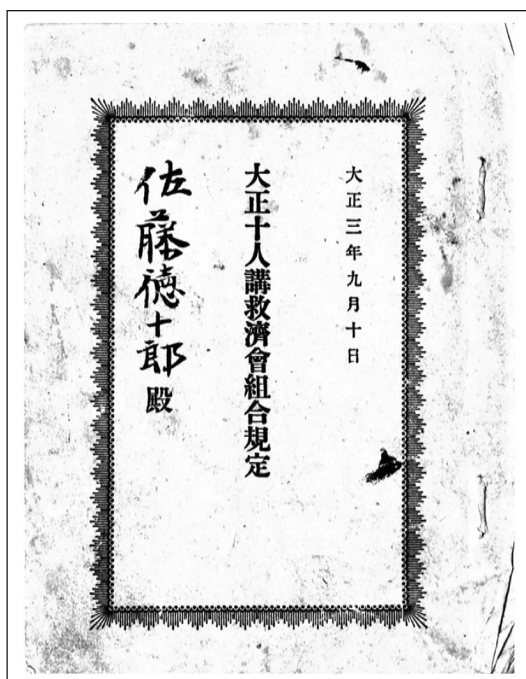


図3 大正十人講救済会組合規定(大正3年)

りは組織的に拡大し、Mむらの60数戸のほとんどか、もしくは近隣の地域も含めて組織化されていたと思われる。

この無尽会に徳十郎がどう関与していたのか不明であるものの、徳十郎が120円借用した昭和2(1947)年1月付の「無尽金借用証書」(102)が残されている。これが無尽会あるいは大正十人講とどう関連するのか判然としないが、担当人のS系創始家当主宛てなので、大正十人講を母体とする組織が存続していたのかもしれない。

その後、昭和無尽会はさらに組織的發展を遂げる。設立年は把握できないが、別資料からすると、折しも経済更生運動が始まり産業組合法の改正をみた昭和7(1932)年頃(暉峻、2003)、「保証責任瑞山購買販売利用組合」(57)が結成され、事務所をMむらに置いて対象領域を隣接のKむらHむらを含む広域的な組織となった。倉庫を有し、資金貸付の信用事業、農林産物・加工品の販売事業、農産加工品・家畜家禽・特産物等の購買事業、脱穀機・発動機・製粉機などを所有するほかに、助産婦をも派遣するなどの利用事業も行っていた。

組織および利用実態については判然としないも

の、その一部を伺える資料として、昭和7(1932)年10月の「試算表」(115)を参考にすると、出資金が430万円、準備金25.6万円など、県信連等の出資合計が約95万円、借入金および借受金462万円、組合員の貯金等が117.3万円、購買品掛買金・販売品324.6万円などとなって借方合計1,473.3万円となっている。貸方では貸付金42.1%、払込未済出資金10%、購買品掛売金8.8%、給料2.4%などとなっており、貸付や未収金が50%ほどとやや収支的には不安定であった。

昭和9(1934)年3月付けの貸付回収か出資金明細と思われる記録(121)では、10~20円を「木炭にて受入」た者が約10名で計150円などとなっている。

徳十郎の組合における地位・役割を直接示す資料は見当たらないものの、次に紹介するように、金融機関の連帯保証人の筆頭となっている借用・借入書類が相当数残されている。

この組合は、昭和12(1937)年の同組合宛ての借用金証書(126)があることから少なくともこの頃までは存続していたようである。しかし、徳十郎は昭和10年5月「厳美信用購買販売組合」の「第十六部長」(25)に嘱託されていること(図4)、昭和8年の「第拾八年度総会資料」(22)が残されていることから、徳十郎はすでに何らかの形で係わっていたとも考えられる。

他方、表紙が破損しているので判読が困難であるが、昭和10年「農事〇〇(研)究会 〇〇簿(印)鑑台帳」なる名簿(28)には26名の氏名が連ねられている。S家に残されていることからすれば、徳十郎が取りまとめ役にあったと考えられる。恐らくこの集団に関連すると想定される肥料代等の請求書・領収書もあり、徳十郎が経済厚生運動下の地域リーダーとしてむらの農家を結集していたのであろう。

2.2 資金調達と徳十郎

徳十郎宛のかかなりの枚数の借用書・督促状・受領証等が残されているが、これらは正確な照合は難しいものの、徳十郎が代表や総代人となって借り入れた資金に関するものと判断できる。その主なものを取り上げてみたい。

大正十人講、無尽講以外で見ると、昭和2(1927)

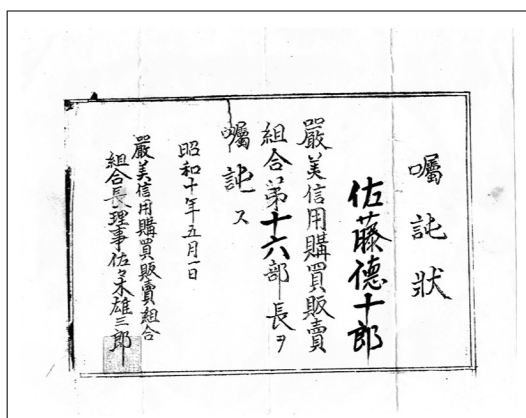


図4 委嘱状(昭和10年)

年の36円の金子借用証(103)は肥料等の農業資材関係を一手に扱ってきた個人商店への証文、昭和3年には別の個人商店から140円(105)、岩手県農工銀行からは土地2筆を担保に500円を借り受け(104)、昭和4年に商店主と思われる個人から40円借りている(107)。昭和3年には岩手県農工銀行からの「払込要項」(108)の通知があり、翌4年にかけての同銀行の領収書(106)が計5枚ある。昭和5(1930)年には日本勧業銀行より払込不足金30円ほどの督促状(113)、昭和7年にも同銀行からの25円25銭の督促状(116)があり、この借入金を完済したのは昭和13(1938)年であった(130)。

昭和9(1934)年10月には、小岩某宛てに届いた一関郵便局よりの利息支払催告及び元本組入の通知書(119)がある。昭和4年から5年8カ月分の利息75円の滞納で、これが徳十郎の手元にあるのは保証人が役職者となっていたためと考えられる。

昭和14年には完済したばかりの日本勧業銀行から新たに850円の資金融資を受け(131)、11名連記で定期償還金の借用証書(136)を提出している。翌年にはさらに2,700円の資金を徳十郎ほか17名連記で調達している(134)。

14年9月付けで弁護士から未返済金に対する提訴を検討中である旨の葉書が届く(は2)。「瑞山購買販売利用組合ヨリ貴殿ニ對スル融通金裁判所へ出訴請求方依頼相成」ったので、すぐに手続きをしないと余計な費用もかかるので、「一週間

ノ猶予ヲ設ケ」るので支払えという文面である。宛名に徳十郎ほか3名とあるので、徳十郎個人の借用ではないと思われるが、いつのいくら借用であるのかは不明である。昭和12年に同組合からの借用金証書2通(125・126)が残されているが、計23円、保証人が徳十郎ではあるもののそれぞれ1名が債務者なので、これに相当するのかどうかは判然としない。

昭和16・17年には新たに岩手殖産銀行から借り入れており(141・143・145・147)、徳十郎を筆頭に複数名が借主・連帯債務者として明記されている。1,090円借り入れの16年の借用証書には、「本資金ハ肥料購入代金以外ニハ使用セズ本年度収穫米売却ノ上ハ期限前ト雖モ元利金持参弁済可致候」と明記されている。

17年4月の連帯借受人17名連名による額面900円の「債券借用証書」(147)は、「用途 木炭原木買入資金」と目的が明記され、徳十郎宛に出されたものである。これはその借用目的からして徳十郎が組合長であった森林組合の資金確保ではないかと思われる。

17年には日本勧業銀行、岩手殖産銀行から延滞金について相次いで督促されていた(149～153)。そして、19年3月に岩手殖産銀行から連帯債務者7名で1,150円を借用し、20年2月に元利金を領収した旨、総代人の徳十郎宛に発行されている(154)。これが徳十郎に関係する資金調達の最後の資料である。

徳十郎所有の、というよりもS家の土地が抵当物件となっている借用書が6通ほどみられる。これらはすべて水田で、面積は4畝ほどから最大で2反歩、そのうちの何筆かは確認できる限りで2回は抵当権が設定されている。ということは、最初の借入金返済されて次に再び借り入れの担保に活用されたのである。このうちの4筆分は昭和21年の繁由への「贈与證書」で確認できるので、返済が滞って手放すということには至らなかった。徳十郎が関わっていた組織の資金調達に際して徳十郎のみが責任を負うということではなく、恐らく徳十郎同様に他の幹部も所有地を担保にして融資を図っていたと考えられるが、残念ながらそのことを示す証拠は見当たらない。

3. 戦時体制下の徳十郎

3.1 国防国家体制との関わり

昭和2(1927)年12月31日付けで、当時17歳になっていた長男・徳雄に対する青年訓練所入所の通知(15)が戸主・徳十郎宛に届いていた。前年には蒋介石が北伐を開始し、第1次山東出兵の後、翌年には済南事件、そして張作霖暗殺の満州某重大事件が起こるなど、大陸ではかなりきな臭い事態が展開する時代となっていた。

3年9月には日本赤十字社巖美村分区長(村長)から徳十郎宛に特別大演習観兵式に陪席する案内が届いている(16)。当時、徳十郎はまだ区長には就任していなかったと思われるものの、地域においてすでに何らかの地位に付いていたのであろう。

昭和15(1940)年には従軍していた二男の「支那事変従軍記章証」(34)、「功労金授与証」(35)が発令されている。「賞賜金債権注意書」(47)、「受領前注意書」(48)、「受領後注意書」(49)なども、年次は不明であるが、二男に関わる通達であろう。軍人援護会・町村長会・帝国在郷軍人会分会連盟による慰霊袋(54)は、年月日は不明であるものの、軍属として従軍していた三男が昭和6(1931)年に「満州国北安満州九拾九部隊拾貳郷室」で16歳で病没したことに対する弔意金であると考えられる。北安憲兵隊長名の5円の香典袋は、所属していた部隊関係であろうか。徴兵前の3男を含め息子3人は志願したのではなかったかと考えられるが、それは徳十郎が地域のリーダーであったことによるものかもしれない。

この頃、区長の徳十郎に種々の通知なども届く。16年には「聖戦完遂ノ源泉タル国民貯蓄ノ奨励」に簡易保険増加運動への貢献についての感謝状(36)が仙台通信局から授与され、同年、陸中銀行からの「高度国防国家確立のため」の貯蓄目標完遂の預金・貯蓄推進依頼状(140)と回覧状(53)が送付されている。大政翼賛会の村支部結成式(は3)、17年の賞賜物件伝達式の案内状(は4)なども戦時体制を物語る。また、年次は不明であるが、「青訓銃器購入」の寄付帳に基づく出金願(50)が、青年訓練所の併設されていた小学校の校長名で寄せられている。これには国民学校とはなっていないので、昭和16年の国民学校令前の

文書と考えられる。

16年10月には「家庭用黒砂糖特配ニ関スル件」(43)、「野生苧麻、赤麻採集量調査ニ関スル件」(44)が厳美信用購買販売利用組合から区長宛てに通知されている。どの程度の対応であったのかは不明であるが、野生苧麻(カラムシ)と赤麻(アカソ)は、織物や漁網、ロープなどの材料として調達されていたことを示すものであろう。

恐らく戦役急を告げる頃であろうか、これも年月日不明であるが厳美管制司令部の「厳美村防空演習実施規定」(51)には、灯火管制、主要建築物監視、救護団編成などについて、管制系統図や防護委員構成に基づく綿密な行動要領と共に演習日時が示されている。徳十郎は区長として地区民の先頭に立って国防体制の維持遂行に専念したのであろう。

3.2 出征兵士と徳十郎

出征した兵士から徳十郎に宛てた葉書が残されている。その多くは出征にあたっての着任礼状で、表1に整理したように計38通を数え、うち満州7、朝鮮4であるが、国内19通は招集後に弘前や盛岡、その他の国内の部隊配属となったものである。満州や朝鮮など外地からの葉書の多くは軍事郵便であり、すべて「検査済」印が押されている。

昭和11(1936)年3月、満州に配属されていた繁由の実兄から「此度渡満に際しては種々懇情を添ふし厚く御礼申上候・・・左記任地に到着仕候・・・一意専心任務に邁進する覚悟に御座候・・・遙かに故山を望み御健勝祈上候」と便りが届いている。本人は独立守備隊陸軍歩兵伍長で、戦後、無事に帰国を果たす。

4月24日の日付で満州国牡丹江の嶋谷部隊所属の伊藤某氏は「・・・今頃は種時も終りそろそろ田打も始まる事と・・・当地は林もなく見渡す限りの草原です・・・留守中は宜致して先は御礼まで」と戦地便りを寄せている(図5)。しかし、当人は20年6月に戦死する。享年27であった。

同じ牡丹江の第273隊池田隊に所属するシンルイS家の子息は、年月日の記載のない便りで「私も至極元気で奉公して居ります・・・満州は四月に入るや全く天候悪く毎日の様に雪が降っては消

表1 徳十郎宛の出征礼状および戦地便り

差出年	差出地					
	計	国内	満州	朝鮮	その他	不明
昭和4年	1	1	-	-	-	-
昭和11年	2	1	1	-	-	-
昭和12年	1	-	-	-	-	1
昭和13年	9	9	-	-	-	-
昭和14年	5	3	2	-	-	-
昭和16年	2	-	-	2	-	-
昭和17年	5	5	-	-	-	-
不明	13	-	4	2	5	2
合計	38	19	7	4	5	3

注：封書1、封緘はがき3を含む。

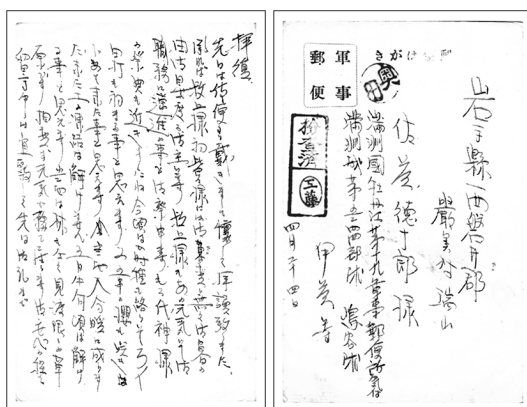


図5 戦地からの便り

え・・・農繁期に入り多忙の事とお察し申します・・・」としたためている。本人は幸いにも無事に帰還を果たすが、弟は早稲田大学政経学部所属のまま学徒出陣し、21年2月フィリピンにて22歳で戦死となっている⁽⁶⁾。

13年12月、区長職の徳十郎宛に「出征中支に於て戦病死の広報有候・・・小学校に於て村葬執行・・・に於て埋骨式執行・・・御参列御焼香賜り度」と2名の戦没者遺族名の案内が届いている。出征にあたっての送別だけでなく、戦没者の葬送・野辺送りに際しても、徳十郎は区長としての責務を尽くしたのであろう。

おわりに

徳十郎は、戦後まもなく脳梗塞で半身不随となるが自力でリハビリして歩行できるようになるも、昭和24(1949)年5月に再発して没する。享年68であった。かなりの酒豪であったとも伝えられ、立場上、酒席の付き合いもあったろうし、当時の自家製の味噌・醤油、漬物など、おのずと

塩分の多い食生活であったことも一因であったかと考えられる。

S家の保存資料から徳十郎の戦前、戦中期の地域における立ち位置と行動の再構成を試みたが、確かな傍証にはないので不十分な叙述に終始した。

S家の資料としては現存する限りでしかないが、5代・繁由が1960（昭和35）年6月に56歳で急逝した後、S家が破産し、家屋敷・蔵などを解体しているの、その際に失われた資料もあったと考えられる。ここで参考とした資料は、かろうじて5代目妻はつみの筆筒の小引き出しに残されていたものである。

徳十郎を直接知る人びとがいなくなったこともあるが、徳十郎の生家も含め、S系一族の創始に連なる3家系のうち1つは絶家、2家系が後継者の他出によって無住となっており、なにがしかの資料が残されているとは考えられるが、残念ながら確認できないままである。特に、「大正十人講救済会組合」や「保証責任瑞山購買販売利用組合」の代表を務めたS系創始家の子孫にあたる当主が数年前に病没することで、古文書類の保有それ自体は本人存命中に確認するも未見のままである。

限られた資料からではあるが、徳十郎は家を守りつつ地域のリーダーとしての役割を全うしたことが示される。経済厚生運動が国家的秩序を形成しファシズムを支える運動へと変質する中で（中村、1990）、徳十郎もその一翼を担ったと総括することができる。そうではあるが、地域と地域組織のために立ち働いたこの自己犠牲的な心意が何に根差すものであったのかは明らかではないものの⁽⁷⁾、徳十郎は、国家が不幸な歴史を刻んだ時代に、東北の山あいの農村で地域を背負っていたととらえることができよう。

注

(1) 徳十郎を中心とするS家の資料については、別途資料集を参照願いたい（2020c）。本文中の資料名に付した（ ）付きの番号は資料集の資料番号を示している。また、これまでの諸論考では「Mむら」と略表記してきたが、資料集および本稿の資料では地域の実名称（通称）のままとした。なお、資料から明らかのように「S家」

とは「佐藤家」である。

(2) オシモ家も古墓地を管理してきたことから、S家同様に飢饉で絶えた先住家族の跡に分家創設されたものと思われる。

(3) 明治31（1898）年に制定された戸籍法が大正3（1914）年に改正されて戸籍が戸主を中心に編成されるようになり、家督相続によって戸主が変われば新戸主の新戸籍が編成されるようになった（菅野、2013）。この「分家届出」はまさに相続による新戸籍の成立を意味し、従って、大正9（1920）年に妻のあさのは「夫徳十郎分家ニ付キ共ニ入籍」し、長女はつみ以下二男、二女らも共に入籍している。

(4) S家の家屋の配置では、母屋の裏に味噌蔵と呼ばれた10坪ほどの建屋があった。10石ほどの大樽2基で味噌、やや小さめの樽では醤油が造られていた。

(5) この屋根葺き資料と「馬鈴薯調理之栞」は現在、岩手県立博物館に寄託している。

(6) むらの戦没者については、佐藤（2017）を参照。

(7) 徳十郎が報徳思想を学んだかどうか、さらには、農本主義的イデオロギーを身に負っていたかどうかを示す直接的な資料は見当たらない。しかし、組織の幹部として資金調達に深く関わっていたこと、また、区長として時局に応じたことはまぎれもない事実である。

文献

- ・ 厳美村講話会編；1917（大正6）、『厳美村誌』（1987、復刻版）
- ・ 菅野耕毅；2013、『〔新版〕図説家族法〔第3版〕』、法学書院
- ・ 中村政則；1990、『日本の社会集団 第7巻 労働者と農民』（1998、『労働者と農民—日本近代をささえた人々—』小学館ライブラリー）、小学館
- ・ 佐藤利明；2017、「むらの歴史—山間地農村 M むらの事例—」（『石巻専修大学研究紀要』第28号）
- ・ 佐藤利明；2018、「むらの生活組織—山間地農村 M むらの事例—」（『石巻専修大学研究紀要』第29号）
- ・ 佐藤利明；2019a、「いへの継承と家族動態—山間地農村 M むらの事例—」（『石巻専修大学研究紀要』第30号）
- ・ 佐藤利明；2019b、「昭和三十一年『農事日誌』にみる農家の生産と生活」（東北民俗の会、『東北民俗』第53輯）
- ・ 佐藤利明；2020a、「現代農村の地域体制—山間地農村 M むらの事例—」（『石巻専修大学研究紀要』第31号）

4代・徳十郎とその時代―戦前・戦中期の M むら―

- ・佐藤利明；2020b、『資料・昭和三一年農業日誌―山間地農村の生産・生活・地域―』（石巻専修大学人間学部人間文化学科地域社会学研究室）
- ・佐藤利明；2020c、『資料集 四代・徳十郎といえ・むら―戦前・戦中期の山間地農村―』（石巻専修大学人間学部人間文化学科地域社会学研究室）
- ・暉峻衆三；2003、『日本の農業 150 年―1850～2000 年―』、有斐閣